

「堀川紫明せせらぎ(北区出雲路松ノ下町ほか)伐採業務委託」仕様書

(担当:櫻井、岡本 TEL075-492-3111)

1 件名

堀川紫明せせらぎ(北区出雲路松ノ下町ほか)伐採業務委託

2 目的及び概要

堀川紫明せせらぎ内の樹木について、倒木の危険性のある大径木や枯損木が確認されたことから、河川空間の保全や道路空間の安全性を回復するため、伐採を行うものである。

3 期間

契約締結の日から令和8年8月31日まで

4 場所

京都市北区出雲路松ノ下町ほか 地内【別添位置図 参照】

5 対象木

別添位置図及び写真の7本の樹木を対象とする。

(幹周はそれぞれ、180cm、92cm、116cm、95cm、38cm、79cm、52cm)

6 内容

- ・ 対象木の伐採を行うこと。
- ・ 伐採においては、根株からヒコバエ等を抑制するため、根株の縁部面取り及び表面切込み(網目状)を実施すること。
- ・ 伐採に当たっては、地面からおおむね 30cm 程度以下を切断高として伐倒を行い、伐根は実施対象外とする。
- ・ 発生材(幹・枝葉)の運搬処分。
- ・ 伐採のために実施する、対象樹木以外の樹木の剪定等及び発生材(幹・枝葉)の運搬処分。

7 本業務における留意事項等

- ・ 業務完了後、完了届、写真帳を提出すること。
なお、写真帳は、対象木ごとに、着手前、完成写真、業務工程ごとの業務状況写真を提出すること。
- ・ 業務に要する労務費、車両運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は本業務に含む。
- ・ 本業務の実施で生じる発生材(幹・枝葉)については、適切に処分すること。
- ・ 発生材(幹・枝葉)は、現場に仮置きすることなく、即日、処分すること。なお、処分先の都合等、やむを得ず現場での仮置きを行う場合は、監督職員と協議のうえ、仮置き場所や安全対策の方法に関する指示を受けること。
- ・ 近隣住民等との間で問題が生じないよう留意するとともに、安全の確保に十分留意すること。
- ・ 作業実施者の安全管理については、受注者の責任において行うこと。
- ・ 作業時間は原則として平日の午前9時から午後5時の間とする。

- ・ 業務中、事故をはじめ、問題が生じた場合は、速やかに監督職員に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。
- ・ 本業務の実施に伴い道路の規制を行う場合は、所轄警察署の道路使用許可を受けること。
- ・ 現場確認に関する出張料等の一切の費用は応募者の負担とする。
- ・ 地元への周知に期間を要するため、実施日については発注者と2週間前には協議すること。
- ・ 必ず対象木や進入路の状況を確認のうえ、見積を作成すること。

8 支払条件

作業完了後、範囲において適切に作業が履行されていることを確認のうえ、本件に係る経費を支払う。